

日本公法学会規約

第一章 総 則

第一条 本会は日本公法学会 (Japan Public Law Association) と称する。

第二条 本会の事務所は、東京都文京区本郷七丁目三番東京大学法学部研究室に置く。

第二章 目的及び事業

第三条 本会は、公法（憲法・行政法・国法學及びこれらに関連する諸部門を含む）に関する研究及びその研究者相互の協力を促進し、かねて外国の学界との連絡を図ることを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 研究者の連絡及び協力促進
- 二 研究会及び講演会の開催
- 三 機関誌その他図書の刊行
- 四 外国の学界との連絡及び協力
- 五 前各号のほか理事会において適當と認めた事業

第三章 会 員

第五条 本会の会員となることができる者は、左の資格を有する者で、理事会の承認を得たものに限る。

一 日本学術會議の選挙人資格を有する者

一 公法学の発達に寄与し又は寄与し得べき者

第六条 会員となろうとする者は、前条に定める資格を有することを証する書面を添えて、理事会に申込まなければならぬ。

前項の書面は、会員二名以上の推薦をもつて、これに代えることができる。

第七条 会員は、理事会の定めるところに従い、会費を納めなければならない。

第八条 会費を滞納した者は、理事会において、退会した者とみなすことができる。

第四章 機 関

第九条 本会に左の役員を置く。

一 理事 若干名、内一名を理事長とする。

二 監事 若干名

第十条 理事及び監事は、総会において選任する。

第五章 規約の変更及び解散

第十二条 理事長は、理事会において互選する。

第十三条 理事長、理事及び監事の任期は、三年とする。

第十四条 理事長、理事及び監事の任期は、前項の規定にかかるらず、前任者の残任期間とする。

第十五条 理事長、理事及び監事は、再任されることができる。

第十六条 理事長は、本会を代表する。

第十七条 総会員の三分の二以上の同意がなければ、これを変更することができない。

第十八条 本会は、総会員の三分の二以上の同意がなければ、解散することができない。

第十九条 理事長が故障のある場合には、理事長の指名した他の理事が、その職務を代行する。

第十三条 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

理事は、常任理事若干名を互選し、これに常務の執行を委任することができる。

第十四条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

第十五条 理事長は、毎年一回、会員の通常総会を招集しなければならない。

理事長は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

総会員の五分の一以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

第十六条 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを作出席とみなす。